

住居確保給付金のご案内

*コロナ特例により支給要件が一部緩和されております。(下線部分)
(令和2年4月30日から困窮法施行規則が改正されるまでの期間限定措置です。)

離職ややむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある方を対象に家賃相当分(管理費、共益費等を除く)を支給するとともに、自立相談支援機関(福祉総合相談窓口)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

1)支給額(上限額)

単身世帯:36,000円 2人世帯:43,000円 3人以上の世帯:46,600円

*申請時の収入状況によって支給額が算定されます

2)支給期間

原則3か月間

3)支給方法

稲沢市から大家等への代理納付

*申請者への直接支給ではありません

4)受給要件

申請時に以下の(1)~(7)全ての項目に該当する方が対象となります。

(1)離職ややむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。

(2)申請日において離職後2年以内であること。

もしくは、やむを得ない休業等により経済的に困窮状態にあること。

(3)主たる生計維持者であること。

(4)申請時において申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の「預貯金残高及び収入」の合計が以下の表の金額以下であること。

世帯の	人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
	合計預貯金(円)	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円
	合計収入額(円)	114,000円	158,000円	186,000円	221,600円

*合計収入額には、公的給付を含みます。

*給与収入の場合は、税金や社会保険料天引き前の総支給額です。

(5) ハローワークに求職申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した以下①～④の求職活動を行うこと。(現在、ハローワークへの求職申し込みは「不要」です。)

① ハローワークへの求職申込と共に月2回以上の職業相談等を受けること。

② 月4回以上、福祉総合相談窓口の面接等の支援を受けること。

③ 原則週1回以上求人先への応募を行う又は面接を受けること。

④ やむを得ない休業等により経済的に困窮している方については、副業や転職を視野に入れた職業相談をハローワーク等で受けること。(①、③については求めません。)

(6) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが国の雇用施策の給付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体が行う類似の給付又は貸付を受けていないこと。

(7) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

5) 申請時の必要書類

申請時に以下の(1)～(7)全ての書類が必要です。

(1)『住居確保給付金支給申請書(様式 1-1)』*ダウンロードができます。

(2)『住居確保給付金申請時確認書(様式 1-1A)』*ダウンロードができます。

(3) 本人確認書類(申請時は、写しと共に原本も持参してください。)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

(4) 離職関係書類

・離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

例) 離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。自営業を廃止した場合は、廃業届等、廃業したことを確認できる書類。

・やむを得ない休業等により経済的に困窮状態にあることが確認できる書類の写し

例) 雇用主から休業を命じる文書、勤務シフトが減少したことが分かる書類 など

(5) 収入関係書類(申請時は、写しと共に原本も持参してください。要通帳記入)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者については直近3ヶ月分の収入(減収)が確認できる書類の写し。(世帯全員の減収状況を確認します。)

例) 給与明細書、給与が振り込まれる通帳、雇用保険受給資格証証明書、年金手帳

* 通帳の写しは、『表紙』と『表紙の裏面』、『直近3ヶ月分のページ』が必要です。

* eco通帳をご利用の方は、直近3ヶ月分のページを印刷して持参してください。(手書き可)

* 減収を証明する書類を用意できない場合は、福祉総合相談窓口までご相談ください。

- (6) 預貯金関係書類(申請時は写しと共に原本も持参してください。要通帳記入)
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者すべての金融機関の通帳等の写し
* 通帳の写しは、『表紙』と『表紙の裏面』、『申請時の残高が確認できるページ』が必要です。
* eco 通帳をご利用の方は、申請時の残高が確認できるページを印刷して持参してください。
(手書き可)

(7) 求職申込関係書類(現在、「不要」です。)

ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し
求職申込・雇用施策利用状況確認票(参考様式 2)

6) その他(お願いと注意事項)

- (1) 申請手続きを速やかに行うため、全ての申請書類が整いましたら、事前に福祉総合相談窓口までご連絡ください。
- (2) 申請する際は、各書類の写しと共に原本も持参してください。
- (3) その他、必要に応じて他にも書類の提出を求める場合があります。
- (4) 全ての申請書類が提出された時点で審査を開始します。
- (5) 就労支援も希望される方は、申請時に『就労支援も希望』と申し出てください。
- (6) 虚偽申請又は不正受給が判明した場合は、即、支給を中止すると共に、これまで支給した額を徴収いたします。また、以降の住居確保給付金も支給停止となります。

7) 住居確保給付金に関するお問合せ

福祉総合相談窓口 稲沢市役所 福祉課内 0587-32-1484

- * 住居確保給付金に関する申請手続き業務は、稲沢市社会福祉協議会が稲沢市から委託を受けて実施しております。(生活困窮者自立相談支援事業の一環)